第１７号様式（第４０条関係）

２９八資廃一収第２５１号
許可第００５号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　東京都三鷹市新川四丁目１番１１号

氏　名　　志賀興業株式会社
代表取締役　伊藤　惣一

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可する。

平成30年 3月30日

八王子市長　　石森 孝志

記

1	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 厨芥、木くず、紙くず （以上3種類）
2	収集・運搬の区別	収集・運搬（積替え保管を除く）
3	運搬先	事業系一般廃棄物 戸吹清掃工場
4	作業場所	八王子市域内
5	許可の有効期間	平成30年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

（裏面あり）

（裏面）　　許可第００５号

6　許可の条件

(1)　市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。

(2)　廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。

(3)　処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。

(4)　産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。

(5)　「1　取り扱う一般廃棄物の種類」を「3　運搬先」以外に搬入しないこと。

（以下余白）

変　更　事　項

変更年月日及び番号	件　　名	変　更　内　容	印
平成　年　月　日 第　号			
平成　年　月　日 第　号			
平成　年　月　日 第　号			
平成　年　月　日 第　号			
平成　年　月　日 第　号			

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。